

厚 総 第 6 4 5 号  
令和 2 年 8 月 1 1 日

各保健所長 殿

厚生総務課長  
(公印省略)

令和 2 年度医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について

過日、厚生労働省医政局地域医療計画課より、各都道府県等衛生主管部（局）に対して、「令和 2 年度医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」の事務連絡が発出されました。

立入検査については、「茨城県病院等立入検査要綱」等により実施しており、病院については原則年 1 回の実施としているところです。

当該事務連絡は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況等を踏まえ、例年通りの立入検査の実施が困難な状況が想定されるため、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況等を考慮して実施の判断を行うこと。なお、令和 2 年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和 3 年度立入検査の実施をもって、令和 2 年度立入検査も実施したものとみなすとするものです。

つきましては、当該事務連絡の趣旨を鑑み、本県においても新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあることから、昨年度の立入検査結果において医療法上の問題があり、確認が必要な施設に限定して立入検査を実施するようお願いいたします。

なお、実施に当たっては、事前に医療機関へ立入検査が可能かの確認を行うこととし、ラウンドを実施する場合は必要最小限とするなど配慮するとともに、各保健所管内の新型コロナウイルスの感染状況等を考慮して、職員の安全と健康に留意しながらの実施をお願いいたします。

<問い合わせ・連絡先>

厚生総務課管理・医療大学担当

医療指導監 西堀 義久

TEL : (029)301-3129(ダイヤル)

E-mail : koso2@pref.ibaraki.lg.jp